広島県中学校教育研究会国語部会会則

(名称)

第 1 条 本会は広島県中学校教育研究会国語部会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は広島県教育委員会の指導のもとに,学習指導要領等の法令に則って、 自主的・創造的な教育活動を行い,国語科教育の振興を図るとともに, 地方文化の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 研究会・講習会・講演会の開催
 - (2) 研究調査に関する事項
 - (3) 教育資料に関する事項
 - (4) 研究機関紙の発行
 - (5) その他本会の目的を養成するために必要と認められる事項

(組織)

- 第 4 条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内中学校の教職員で構成する。
 - (1) 本会の事業を推進するため、各郡市に支部をおく。

(役員)

- 第 5 条 本会は次の役員を置き、その任期は1か年とする。ただし、再任は妨げない。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理 事 1名 地区代表
 - (4) 監 査 2名
 - (5) 事務局 若干名

(役員の選任)

- 第 6 条 役員の選任は、次の方法による。
 - (1) 会長・副会長・監査は理事会で選出する。
 - (2) 事務局長は会長が委嘱する。

(役員の任務)

- 第 7 条 役員の任務は、次の通りとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の任務を代行する。
 - (3) 理事は理事会を構成し、本会の重要事項について協議する。
 - (4) 監査は会計の監査にあたる。
 - (5) 事務局は会務を処理する。

(会議)

- 第 8 条 本会は毎年2回総会を開催し、重要事項について協議する。
 - (1) 総会は理事会をもって、代行することができる。

(経費)

- 第 9 条 本会の経費は、会費及び県補助の収入による。
 - (1) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第 10 条 本会の事務局は、会長の指示する学校に置く。

(会則改正)

第 11 条 この会則の改正は、役員の4分の3以上の同意を得て決定し、県教育委員会の承認を得る。

(その他)

- 第 12 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。
- 附 則 この会則は平成26年4月1日から施行する。